



2025年2月21日

各 位

会 社 名 ヒロタグループホールディングス株式会社
代 表 者 代表取締役社長 明瀬 雅彦
(コード番号 3346 名証ネクスト)
問合せ先 経営管理室長 蜂谷 和則
TEL:03-6279-4887

洋菓子のヒロタ千葉工場に係る所有権移転及び賃貸借承継についてのお知らせ

当社は、2025年2月21日開催の取締役会におきまして、子会社である株式会社洋菓子のヒロタ（以下「ヒロタ」といいます）が2015年7月30日付で締結しているヒロタ千葉工場（以下「当物件」といいます）に関する定期建物賃貸借契約等（定期建物賃貸借契約に係る覚書等を含み、以下「本賃貸借契約等」といいます）について、当物件の所有権が、2025年2月21日（以下「譲渡日」といいます）付にて、合同会社和空成田山（以下「旧所有者」といいます）より株式会社ASHD（以下「新所有者」といいます）に譲渡され、ヒロタと旧所有者との間で締結されている本賃貸借契約等における貸主の地位（権利・義務の一切）を、当物件の所有者となる新所有者が、従前と同条件で引継ぐことになったことに伴い、本賃貸借契約等における貸主の地位承継に合意（以下「本合意」といいます）することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本賃貸借契約等における貸主の地位承継合意の理由

当社は、子会社であるヒロタが2015年7月30日付で締結している当物件に関する本賃貸借契約等について、当物件の所有権が、譲渡日付にて旧所有者より新所有者に譲渡され、当社と旧所有者との間で締結されている本賃貸借契約等における貸主の地位（権利・義務の一切）を、当物件の所有者となる新所有者が、従前と同条件で引継ぐことになったことに伴い、ヒロタ商品の安定的供給とトータルコスト等の経済合理性を検討した結果、本賃貸借契約等における貸主の地位承継に合意することを決議いたしました。

2. 本賃貸借契約等の貸主の地位承継後の内容

- | | |
|-----------|--|
| (1) 概 要 | 親会社となる見込みの株式会社 ASHD との本賃貸借契約等に基づき、ヒロタが千葉工場として賃貸借するものであります。 |
| (2) 相手方 | 株式会社 ASHD |
| (3) 契約の種類 | 定期建物賃貸借契約 |
| (4) 合意した日 | 2025 年 2 月 21 日 |
| (5) 契約の期間 | 2025 年 2 月 21 日から 2035 年 2 月末日 |
| (6) 物 件 | 洋菓子のヒロタ千葉工場 |
| (7) 賃 料 | 月額 2,500,000 円 (税別) |

3. 支配株主との取引等に関する事項

新所有者となる株式会社 ASHD は、当社が実施する 2025 年 2 月 28 日払込期日の第三者割当増資により、普通株式 17,321,000 株（本第三者割当後の総議決権数に対する保有割合 65.85%）を保有することとなり、新たに当社の親会社になる見込みであり、当該取引は、支配株主との取引等に準じて取り扱うことといたしました。

①支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、前述のとおり新所有者となる株式会社 ASHD が新たに当社の親会社になることが見込まれていることから、速やかに支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針を定めることといたします。今般の取引については、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性について十分に検討するものとし、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に加えて、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性については、取締役会において検討を行った結果、ヒロタ商品の安定的供給に必要な契約であり、また、移転コストの回避等が可能となることから、本合意について経済合理性もあると判断しております。

なお、コーポレート・ガバナンス報告書には本指針を記載のうえ、早急に更新し 公衆縦覧に供する予定であります。

②公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

ヒロタと旧所有者との間で締結されている本賃貸借契約等における貸主の地位（権利・義務の一切）を、当物件の所有者となる新所有者が、従前と同条件で引継ぐことになったこと、また、当社の独立役員である社外監査役 2 名からも下記③のと

おり意見を受領しております。

なお、親会社となる見込みの株式会社 ASHD の代表取締役社長である鄒社外取締役は、利益相反を回避するため、当該意思決定等の取締役会の審議及び決議に参加しておりません。

③当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関し支配株主との利害関係のない者から入手した意見の内容

2025年2月21日、親会社となる見込みの株式会社 ASHD と利害関係を有しない当社の独立役員である社外監査役2名（田中隆之氏、伊藤信彦氏）より、以下の理由から当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の意見を頂戴しております。

その理由として、本合意により、商品製造が維持され商品の安定的な供給が可能となること、トータルコストは、ヒロタと旧所有者との間で締結されている本質貸借契約等における貸主の地位（権利・義務の一切）を、当物件の所有者となる新所有者が、従前と同条件で引継ぐこととなっており製造原価が維持されることから、本合意については経済合理性も認められる旨の意見を頂戴しております。

さらに、公正性を担保するための措置として、独立役員である社外監査役の見解を求め、また、本合意をした場合のトータルコスト等について合理的に判断を行っていることと認められ、利益相反を回避するための措置として、本合意の決定を行う取締役会決議に親会社となる見込みの株式会社 ASHD の代表取締役社長である鄒社外取締役は参加しないという措置も図っていることから、本件取引が少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を頂戴しております。

4. 業績に与える影響

業績に与える影響につきましては、現段階におきましては、公表している業績予想の数値に影響を及ぼすものではないと判断しております。また本件の実行により、今後の業績に与える影響は軽微であると判断しております。

以上